

平成 23 年 4 月 5 日 8 時 00 分現在

平成 23 年（2011 年）東日本大震災の被害状況及び対応について
～水道における被害状況について報告～

厚生労働省 健康局 水道課
※下線部分が第 38 報からの変更点

（1）水道における被害状況（4 月 5 日 8 時 00 分現在）

①被害状況

8 県で少なくとも 17 万戸で断水被害が生じている状況（4 月 4 日 8 時 00 分時点では 18 万戸断水）。これまでに復旧した総数は 199 万戸（前回では 198 万戸）
（復旧状況の経過及び詳細については別紙 1 参照）

②計画停電による水道への影響

4 月 4 日は計画停電は中止されたので、計画停電による断水は発生していない

③応急給水・復旧への対応（日本水道協会による対応）

- ・日本水道協会工務部及び各都市の技術職員を岩手、宮城、福島の各県に担当割りして派遣し、当初の避難所等への応急給水中心の支援から、各市町村の断水調査、応急復旧計画の策定などの支援活動に徐々に移行（全国の水道事業者による給水車の派遣、応急給水も継続）
- ・今回の震災により破損した水道施設の復旧作業を迅速かつ円滑に進めるため、作業関係者で構成する東北地方太平洋沖地震水道復旧対策特別本部を設置。3 月 26 日に第 2 回会議を開催し、応援給水や水道復旧のための技術者派遣や車両の燃料調達方法について情報交換し、必要な改善方策を検討

構成団体・機関

（社）日本水道協会（日水協）、全日本水道労働組合（全水道）、全日本自治団体労働組合（自治労）、全国簡易水道協議会（簡水協）、（社）日本水道工業団体連合会（水団連）、全国管工事業協同組合連合会（全管連）、（財）水道技術 研究センター、厚生労働省（健康局水道課）

(2) 原発事故関係

○原発事故に伴う水道の対応

【水道】

- ・ 原発事故に伴い、放射性物質に対する水道の対応について、
 - ①指標値（放射性ヨウ素 300Bq/kg、放射性セシウム 200Bq/kg）を超過する水道水は飲用を控えること。放射性ヨウ素が 100Bq/kg を超える場合は、乳児用調製粉乳を水道水で溶かす等乳児による水道水の摂取を控えること
 - ②生活用水としての利用には問題がないこと
 - ③代替となる飲用水がない場合は飲用しても差し支えないこと等について、各都道府県水道行政担当部局長及び水道事業者等に対して通知（3月19日、3月21日）
- ・ 水道水中の放射性物質は、降雨後に高い濃度で検出される傾向があるため、水道水の供給に支障のない範囲で、降雨後の取水量の抑制・停止や浄水場の覆蓋など対処可能な方策を検討するよう各水道事業者等へ通知（3月26日）
- ・ 厚生労働省において水道水中の放射性物質の検出結果について整理し、公表するため、関係する都県の水道行政担当部局長に、検査主体にかかわらず、管内の水道事業等における検出結果についての定期的な報告を依頼（3月31日）
- ・ 水道水中の放射性物質に関する指標等については、当分の間、現行の指標等を維持するとともに、水道水中の放射性物質のモニタリング方針を定め、検査結果に基づく摂取制限の要否の判断及び摂取制限の解除の考え方を公表（4月4日）
- ・ 水道水の放射性物質の調査結果について公表
 - [3月19日]福島県川俣町等県内6カ所
 - [3月21日]福島県飯舘村
 - [3月21日]福島県内7カ所
 - [3月22日]福島県内77カ所（3月21日調査）及び6カ所（3月16日～19日調査）
 - [3月23日]福島県内5カ所及び東京都内3カ所
 - [3月23日]茨城県内7カ所
 - [3月24日]千葉県内3カ所及び福島県内4カ所
 - [3月24日]茨城県内19カ所
 - [3月25日]栃木県宇都宮市
 - [3月25日]福島県内15カ所
 - [3月25日]茨城県内38カ所及び千葉県内1カ所
 - [3月26日]福島県内12カ所
 - [3月27日]福島県内16カ所及び千葉県内6カ所
 - [3月28日]福島県内13カ所及び千葉県内6カ所
 - [3月29日]福島県内67カ所
 - [3月29日]福島県内46カ所
 - [3月29日]福島県内49カ所
 - [3月30日]福島県内14カ所
 - [3月30日]福島県内133カ所
 - [3月31日]福島県内73カ所
 - [3月31日]福島県内13カ所
 - [4月1日]福島県内76カ所

[4月2日]福島県内109カ所

[4月3日]福島県内129カ所

[4月4日]福島県内119カ所

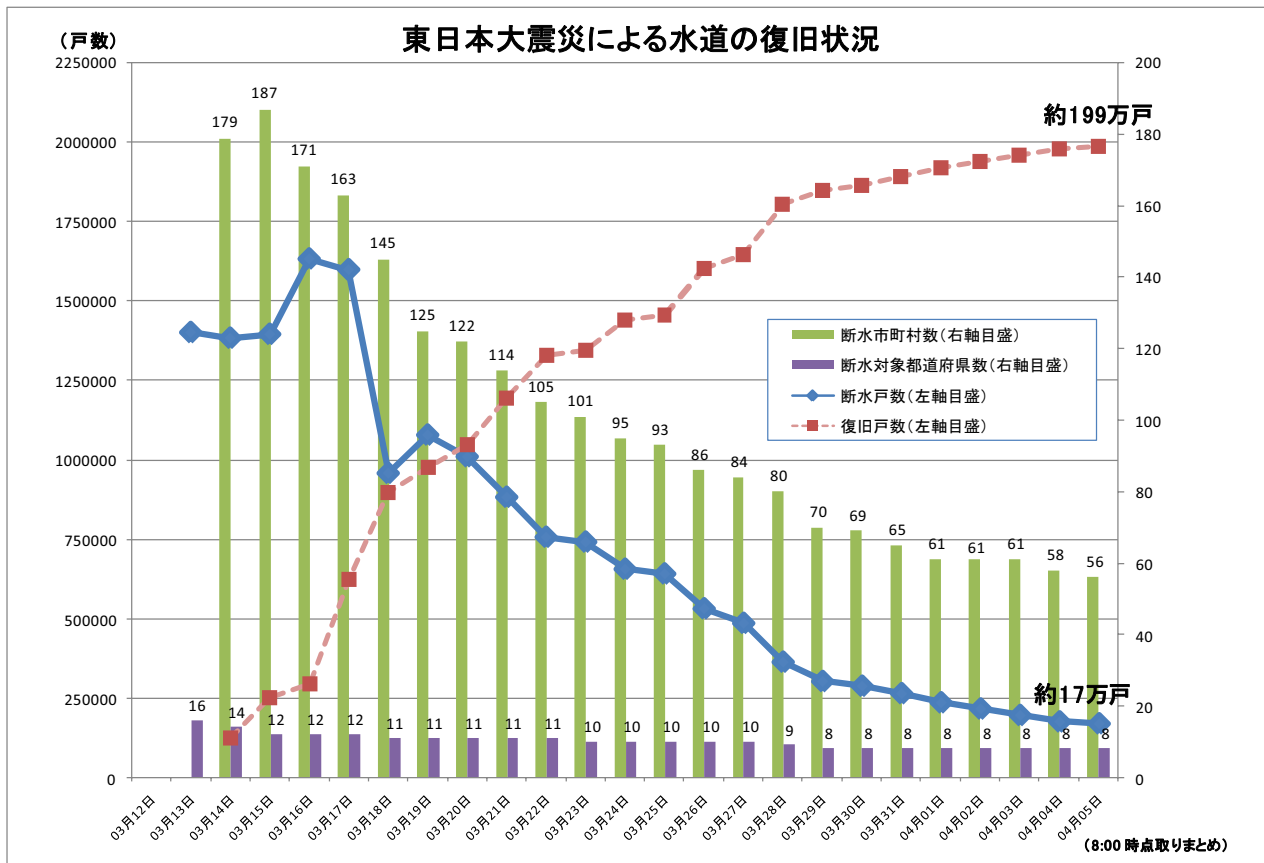
・調査結果に基づき以下のとおり対応

	水道事業者等	乳児		一般	
		開始	解除	開始	解除
福島県	飯舘村飯舘簡易水道事業(飯舘村)	3/21		3/21	4/1
	伊達市月舘簡易水道事業(伊達市)	3/22	3/26		
		3/27	4/1		
	川俣町水道事業(川俣町)	3/22	3/25		
	郡山市上水道事業(郡山市)	3/22	3/25		
	南相馬市原町水道事業(南相馬市)	3/22	3/30		
	田村市水道事業(田村市)	3/22	3/23		
3/26		3/28			
いわき市水道事業(いわき市)	3/23	3/31			
茨城県	東海村上水道事業(東海村)	3/23	3/26		
	水府地区北部簡易水道事業(常陸太田市)	3/23	3/26		
	北茨城市上水道事業(北茨城市)	3/24	3/27		
	日立市水道事業(日立市)	3/24	3/26		
	笠間市上水道事業(笠間市)	3/24	3/27		
	古河市水道事業(古河市)	3/25	3/25		
	茨城県南水道企業団上水道事業(取手市)	3/25	3/26		
栃木県	宇都宮市上水道事業(宇都宮市)	3/25	3/25		
	野木町水道事業(野木町)	3/25	3/26		
千葉県	千葉県水道事業 (ちば野菊の里浄水場、栗山浄水場)	3/23	3/25		
	(柏井浄水場(東側施設))	3/26	3/27		
	北千葉広域水道用水供給事業	3/23	3/26		
	印旛広域水道用水供給事業	3/26	3/27		
東京都	東京都水道事業(23区5市)	3/23	3/24		

※「乳児」は乳児による水道の摂取(乳児用調整粉乳を水道水で溶かして乳児に与える等)を控える広報等、「一般」は住民による飲用を控える広報等を示す。また、「開始」「解除」はそれぞれ当該広報等の開始、解除を示す

平成23年4月5日8時00分現在
水道における被害状況

①復旧状況の経過



②都道府県別の被害状況について

1) 岩手県 <約4.0万戸断水>

大船渡市	:	断水 15,600 戸→断水 14,940 戸 (復旧 660 戸) (応急給水中)
陸前高田市	:	断水 8,000 戸→断水 7,126 戸 (復旧 874 戸) (応急給水中)
釜石市	:	断水 8,000 戸→断水 7,153 戸 (復旧 847 戸) (応急給水中)
大槌町	:	断水 6,166 戸→断水 4,708 戸 (復旧 1,458 戸) (応急給水中)
宮古市	:	断水 11,090 戸→断水 1,045 戸 (復旧 10,045 戸) (応急給水中)
山田町	:	断水 6,000 戸→断水 4,000 戸 (復旧 2,000 戸) (応急給水中)
岩泉町	:	断水 670 戸→断水 47 戸 (復旧 623 戸) (応急給水中)
田野畑村	:	断水 395 戸→断水 355 戸 (復旧 40 戸) (応急給水中)
野田村	:	断水 1,680 戸→断水 300 戸 (復旧 1,380 戸) (応急給水中)
復旧済み	:	盛岡市、岩手町、滝沢村、雫石町、葛巻町、矢巾町、紫波町、花巻市、遠野市、北上市、西和賀町、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、藤沢町、久慈市、普代村、洋野町、二戸市、一戸町、一関市

2) 宮城県 <約 7.5 万戸断水>

仙南・仙塩広域水道用水供給事業 : 用水供給停止 → 一部送水開始

塩竈市 : 断水 25,852 戸→断水 202 戸(復旧 25,650 戸)(応急給水中)

仙台市 : 断水 206,500 戸→断水 6,400 戸(復旧 200,100 戸)(応急給水中)

気仙沼市 : 断水 25,800 戸→断水 14,040 戸(復旧 11,760 戸)(応急給水中)

多賀城市 : 断水 22,485 戸→断水 3,373 戸(復旧 19,112 戸)(応急給水中)

女川町 : 断水 3,049 戸(応急給水中)

松島町 : 断水 5,513 戸→断水 551 戸(復旧 4,692 戸)(応急給水中)

岩沼市 : 断水 15,979 戸→断水 609 戸(復旧 15,370 戸)(応急給水中)

名取市 : 断水 9,200 戸→断水 2,600 戸(復旧 6,600 戸)(応急給水中)

亘理町 : 断水 11,847 戸→断水 2,220 戸(復旧 9,627 戸)(応急給水中)

七ヶ浜町 : 断水 6,518 戸(応急給水中)

山元町 : 断水 5,453 戸→断水 3,533 戸(復旧 1,920 戸)(応急給水中)

石巻広域水道(石巻市、東松島市) : 断水 75,673 戸

→断水 27,158 戸(復旧 48,515 戸)(応急給水中)

栗原市 : 断水 25,420 戸→断水 57 戸(復旧 25,363 戸)(応急給水中)

南三陸町 : 断水 5,066 戸→断水 5,046 戸(復旧 20 戸)(応急給水中)

復旧済み 色麻町、加美町、大崎広域水道用水供給事業、登米市、丸森町、大衡村、大和町、川崎町、角田市、柴田町、大河原町、白石市、村田町、涌谷町、富谷町、大崎町、七ヶ宿町、大郷町、利府町、蔵王町、美里町

3) 福島県 <約 2.4 万戸断水>

福島市 : 断水 111,000 戸→断水 55 戸(復旧 110,945 戸)(応急給水中)

鏡石町 : 断水 4,000 戸→断水 75 戸(復旧 3,925 戸)(応急給水中)

矢吹町 : 断水 6,130 戸→断水 95 戸(復旧 6,035 戸)

南相馬市 : 断水 18,000 戸→断水 1,800 戸(復旧 16,200 戸)

いわき市 : 断水 130,000 戸→断水 22,000 戸(復旧 108,000 戸)(応急給水中)

葛尾村 : 断水 120 戸(避難指示)

相馬地方水道企業団(相馬市、新地町) : 一部断水

→ 津波被害地域を除き 90%復旧(応急給水中)

復旧済み 福島地方水道用水供給事業、白河地方水道用水供給企業団、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、玉川村、三春町、小野町、平田村、中島村、棚倉町、矢祭町、会津若松市、猪苗代町、飯舘村、国見町、天栄村、泉崎村、田村市、白河市、西郷村、郡山市、須賀川市

※双葉広域水道企業団(双葉町他 4 町)及び浪江町は、避難指示により被害調査を含め一切の活動を停止。

4) 山形県 <4 戸断水>

西川町 : 断水 4 戸(応急給水中)

復旧済み 山形市、上山市、村山市、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合(尾花沢市、大石田町)、朝日町、大江町、山辺町、中山町、最上町、舟形町、大蔵村、鮭川村、米沢市、南陽市、高畠町、川西町、遊佐町、酒田市、東根市

5) 茨城県 <約 2.4 万戸断水>

茨城県による用水供給事業において 10 浄水場のうち 1 浄水場で送水停止

北茨城市 : 断水 9,300 戸→断水 200 戸 (復旧 9,100 戸)

鹿嶋市 : 断水 20,000 戸→断水 1,000 戸 (復旧 19,000 戸)

潮来市 : 断水 9,700 戸→断水 2,500 戸 (復旧 7,200 戸)

稲敷市 : 断水 900 戸→断水 45 戸 (復旧 855 戸)

神栖市 : 断水 28,900 戸→断水 20,423 戸 (復旧 8,477 戸)

行方市 : 断水 10,200 戸→断水 2 戸 (復旧 10,198 戸)

復旧済み 水戸市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、鉾田市、小美玉市、城里町、美浦村、河内町、八千代町、利根町、土浦市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、笠間市、日立市、大洗町、高萩市、常陸大宮市、東海村、大子町、ひたちなか市、那珂市、桜川市、茨城町、石岡市

6) 栃木県 <約 480 戸断水>

矢板市 : 断水 10,000 戸→断水 100 戸 (復旧 9,900 戸) (応急給水中)

さくら市 : 断水 460 戸→断水 380 戸 (復旧 80 戸) (応急給水中)

復旧済み 宇都宮市、足利市、真岡市、大田原市、那須塩原市、市貝町、芳賀町、高根沢町、益子町、茂木町、那珂川町、那須烏山市、那須町

7) 千葉県 <約 5,900 戸断水>

千葉県水道局 (千葉市他 10 市) : 断水 251,510 戸→断水 4,000 戸 (復旧 247,510 戸) (応急給水中)

旭市 : 断水 18,736 戸→断水 32 戸 (復旧 18,704 戸) (応急給水中)

香取市 : 断水 19,800 戸→断水 1,840 戸 (復旧 17,960 戸)

神崎町 : 断水 1,834 戸→断水 70 戸 (復旧 1,764 戸)

復旧済み 佐倉市、柏市、我孫子市、木更津市、君津市、成田市、銚子市、山武郡市広域水道企業団 (東金市、山武市他 3 町)、八匠 (はっそう) 水道企業団 (匝瑳市、横芝光町)、いすみ市、長門川水道企業団 (栄町、印西市)、東庄町

8) 長野県 < 85 戸断水 >

栄村 : 断水 695 戸 → 断水 85 戸 (復旧 610 戸) (応急給水中)

復旧済み 諏訪市、豊丘村、岡谷市、高森町、野沢温泉村、飯山市

9) 北海道

復旧済み 夕張市

10) 青森県

復旧済み 十和田市、佐井村、五所川原市、むつ市、野辺地町、東北町、風間浦村、八戸圏域水道団 (八戸市他 1 市 5 町)、三戸町、平内町、六ヶ所村、久吉ダム水道企業団 (大鰐町、平川市)、弘前市

11) 秋田県

復旧済み 大館市、北秋田市、能代市、八峰町、三種町、藤里町、秋田市、男鹿市、潟上市、八郎潟町、大仙市、仙北市、横手市、東成瀬村、由利本荘市、湯沢市

12) 群馬県

復旧済み 下仁田町、前橋市、高崎市、沼田市、渋川市、富岡市、南牧村、東吾妻町、安中市、板倉町、明和町、高山村

1 3) 埼玉県

復旧済み 宮代町、鴻巣市、杉戸町、秩父市、小川町、ときがわ町、久喜市

1 4) 東京都

復旧済み 町田市、稲城市

1 5) 神奈川県

復旧済み 神奈川県企業庁（平塚市他 16 市町）、横浜市、川崎市、小田原市、三浦市、秦野市

1 6) 新潟県

復旧済み 柏崎市、上越市、津南町、十日町市

1 7) 山梨県

復旧済み 北杜市、富士吉田市、西桂町、都留市、富士河口湖町

1 8) 静岡県

復旧済み 裾野市、函南町、小山町

1 9) 岐阜県

復旧済み 高山市、関市

他) 水資源機構

- ・房総導水路において取水を停止 → 取水・導水を開始
- ・霞ヶ浦用水において取水を停止（管路損傷） → 送水開始
- ・東総用水送水管破損により送水不可 → 復旧済み

※（応急給水中）については報告のあったもののみ記載